

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

法改正・ルール改正シリーズ第6回

「(いわゆる)130万円の壁支援パッケージとは」

130万円の壁とは！

B（130万の壁） ＊ 社会保険対策

社会保険の扶養の範囲内のこと。130万円以内であれば社会保険は家族の扶養に入れますが、この130万円の壁を超えれば自分自身で社会保険に加入しなければならない（自分自身で健康保険と年金保険料を負担するため、手取り額が大幅に減少する）

＊ 130万円には定期代などの交通費も含まれる。



⇒意図的に労働時間を抑え、130万円を超えないようにする。

【メリット】（この方の）社会保険料が発生しない。

【デメリット】

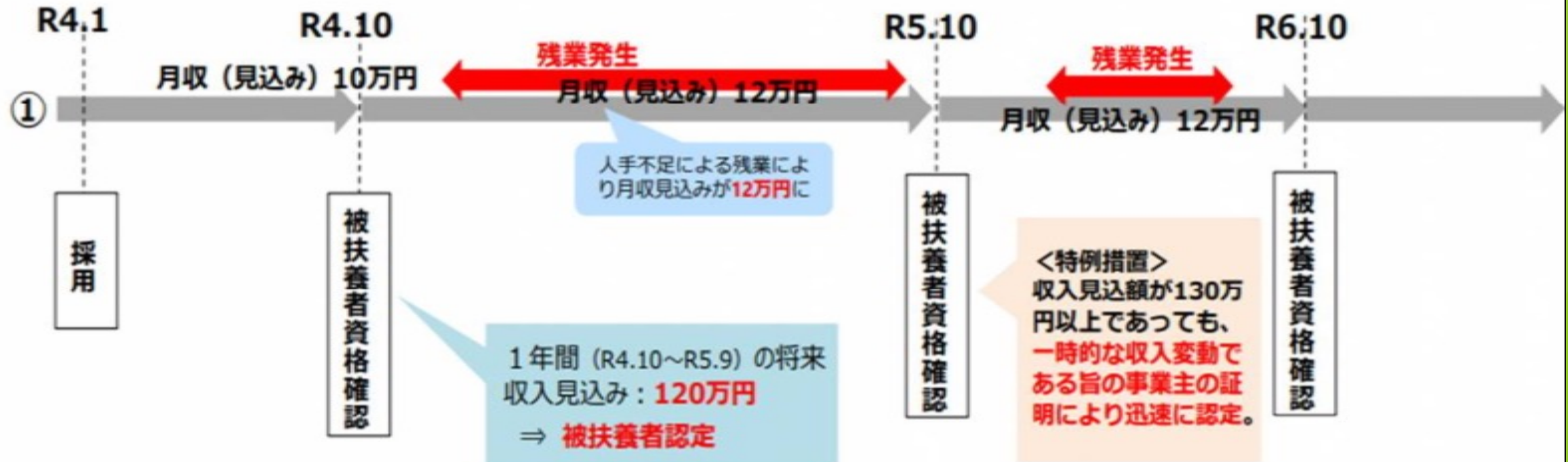
- ・ 働けるはずの労働力が失われてしまう。
- ・ 将来の老齢年金が少ないまま。

130万円の壁...政府の支援パッケージとは

パート等が「130万円の壁」を意識せず働くことを支援する目的
パート等の方が、繁忙期に残業等で一時的に収入増となってしまった
際、会社が証明することで社会保険の「被扶養者のまま」として扱わ
れる支援制度のこと。

*行政イメージ図

(例) 被扶養者の範囲内で働く予定 (月収10万円) であったが、残業により収入増になった場合



130万円の壁...政府の支援パッケージとは

<厚生労働省 証明書例> https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

事業主の証明書式例 (厚労省作成)

* 注意点

- ・あくまで一時的な収入増加に限る
- ・証明は2回まで
- ・健保組合の場合、健保組合が判断

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}		令和	年	月	日
被保険者	(フリガナ) 氏名				
	被保険者等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏名				
	被扶養者等記号・番号				

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒	—			
事業所名称					
事業主氏名					
電話番号					
雇用契約等により本来想定される年間収入					円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間		令和	年	月	から
		令和	年	月	まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）					円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。